

新潟県事業再生資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済情勢や経営環境の変化の影響等により、厳しい経営環境にある中小企業者に対して経営改善や再生を促進するために必要な資金を融資することにより、企業経営の健全化と地域経済の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等 次のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ア 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - イ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (3) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等（以下「中小企業者等」という。）であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 既往借入金（保証協会の保証付融資に限る。）の残高（償還開始後1年を経過しないものを除く）を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等（借換支援要件）
 - ア 最近1か月又は3か月間の売上高等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比し、同じか又は減少している者
 - イ 貸付条件の変更等を受けたものの、経営改善計画に基づき経営改善等に取り組んでおり、借換による資金繰り緩和又は必要に応じた新たな資金の確保により、経営の健全化が図られる者
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であって金融機関等の支援体制が確保されている者（相談支援要件）
 - ア 新潟県中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）の支援を受けて再生計画を策定し、

借換資金 10年以内（据置期間2年以内を含む。）

- (5) 返済方法 原則として割賦返済とする。ただし、一括返済等も可とする。
- (6) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。
- (7) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保証人 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

（融資申込み手続き等）

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 第3条第1項第1号アに該当する者
 - ア 県税の納税証明書
 - イ 事業再生資金借入申込書（別記第1号様式）
- (2) 第3条第1項第1号イに該当する者
 - ア 県税の納税証明書
 - イ 経営改善計画書
- (3) 第3条第1項第2号アに該当する者 協議会の証明書
- (4) 第3条第1項第2号イに該当する者 商工会議所会頭又は商工会連合会長の推薦書（別記第2号様式）
- (5) 第3条第1項第2号ウに該当する者 保証協会の支援を受けて策定した再生計画の写し
- (6) 第3条第1項第2号エに該当する者 株式会社整理回収機構の支援を受けて策定した再生計画の写し

2 商工会議所会頭又は商工会連合会長は、第3条第1項第2号イの推薦を行ったときは、速やかに推薦書の写しを知事に送付するものとする。

（県資金の預託）

第6条 この要綱の定めるところによる融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

（歩積両建預金の禁止）

第7条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

（附則）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から令和9年3月31日までの間における第3条第1項第1号の適用については、同号中「既往借入金（保証協会の保証付融資に限る。）の残高（償還開始後1年を経過しないものを除く）」とあるのは、「既往借入金（保証協会の保証付融資に限る。）の残高」とする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 1 号ア中「前年」とあるのは「前年又は 2 年前又は 3 年前の」とする。
- 3 平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、別表 1 に定める借換え可能な県制度融資に、セーフティネット資金（企業再生枠）を含むものとする。
- 4 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。